

《2023 年度 奨学生募集要項》

2023 年 4 月 3 日

公益財団法人 富本奨学会

1.趣 意	この奨学金は、育英事業を推進して、優れた素質と強い向学心を持つ青少年に、勉学と自己錬磨の機会を与え、社会に有用な人材を育成することを目的として給与する。
2.特 色	(1) 奨学金は給与とする。したがって、返済の義務はない。 (2) 奨学生が学業を終了した後の進路は、本人の自由とする。 (3) 他の奨学金との併給は差し支えない。 (4) 奨学生の専攻分野は制約しない。
3.資 格	本財団の奨学生となるためには、次の各条件を満たす者で、学業、人物ともに優秀で、向学心を有する者でなければならない。 (1) 大阪府下の 4 年制総合大学及びその大学院に在学する者。 (2) 学資の援助をすることが必要であると認められる者。 (3) 出身高校又は在学する大学によって推薦された者。
4.予定採用人員 (2023 年度)	・大学 1 年次（新入生）の在学学生 40 名 ・大学院 1 年次（新入生）の在学学生 25 名
5.金額と給与の方法	(1) 給与月額 ・大学奨学生 (国公立) 25,000 円 (私立) 35,000 円 ・大学院奨学生 (国公立) 30,000 円 (私立) 40,000 円 (2) 給与期間（最短修業年限） ・大学奨学生 4 年間 (医・歯系) 6 年間 ・大学院奨学生 (修士課程) 2 年間 (博士課程) 2 年間 (3) 交付の方法 奨学金は、毎月上旬に本人名義の金融機関（三井住友）の口座に振込をする。 ただし、特別の事情があるときは 2 ヶ月分以上を合わせて交付することもある。
6.交付の休止、停止 又は廃止	奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したとき、学業あるいは素行などの状況により指導上必要があると認めたとき、傷病などのため成業の見込みがなくなったとき等の場合は、その状況に応じ、奨学金の交付を休止、停止又は廃止する。
7.推薦依頼	(1) 財団は、学生の推薦を毎年指定する大学の学長に依頼する。 (大学生の場合は、出身高校の校長に依頼する) (2) 高校及び大学は、推薦にあたって、その手続き方法その他を適切にする。
8.申請手続	奨学金の給与を受けようとする者は、次の書類を整え、提出期限までに在学する大学を経て申請する。 (1) 提出書類 ①採用願書 ②推薦書（大学奨学生の場合は、出身高校より提出） ③身上調書 ④住民票（家族全員） ⑤所得証明書（世帯主） ⑥成績証明書 ⑦在学証明書 (2) 提出期限 2023 年 5 月 23 日（火） (3) 提出先（電話番号 06-6449-1581） 〒550-0003 大阪市西区京町堀 1 丁目 8 番 5 号 明星ビル 公益財団法人 富本奨学会 理事長 辻 悟一
9.決定及び通知	奨学生の決定は、奨学生選考委員会の選考を経て理事長が決定し、その結果を書面により理事長から在学学長を経て、本人に通知する。
10.奨学生の義務	本財団の奨学生として採用された場合には、次の事項を守ることを誓約する。 (1) 本財団の定める奨学金給与規程その他の規程を守り、本財団及び学校の指示に従い、必要な手続は怠りなく行うこと。 (2) 今後、一層学業に励み、健康に留意し、奨学生にふさわしい態度と行動をとること。 (3) 奨学生のために行う財団及び学内の各種行事等には積極的に参加し、奨学生間の意識の高揚、親睦に努めること。